最終更新日：2017年8月31日

株式会社神戸物産
代表取締役社長 沼田 博和
問合せ先：079-496-6610
証券コード：3038
http://www.kobebussan.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、株主価値の向上を経営の重要課題としております。あらゆるステークホルダーに対し説明責任を果たし、コンプライアンスの徹底をはかり、企業価値の最大化を実現してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－1－1】
当社は株主総会における決議事項において、議決権行使結果を確認しておりますが、反対の理由等原因分析は今後の検討事項としてまいります。
なお、議決権行使結果につきましては、株主総会終了後、速やかにEDINETにて公表しております。

【補充原則1－2－2】
当社では、株主の皆さまが十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めます。また、平成28年10月期より、当社ホームページ及びTDnetに開示しております。

【補充原則1－2－4】
当社は、現状において、外国人持株比率に鑑み、書面による議決権行使で特に大きな支障はないものと考えていることから、議決権電子行使は採用しておりません。
また、招集通知の英訳については、当社は現在、外国人持株比率が3％程度と比較的低いため、コスト等を勘案し、招集通知の英訳を採用しておりません。今後、株主構成の変化等状況に応じて検討を進めてまいります。

【原則1－4．いわゆる政策保有株式】
当社は中長期的な企業価値向上のために不可欠な取引先との関係維持・強化を目的として、戦略的に必要と判断し、経済合理性を検証した上で政策保有を行っております。
また、同株式に係る議決権行使は、個々の株式に応じた定性的かつ総合的な判断が必要なため、現時点では統一の基準を設けておりませんが、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して賛否を判断しております。

【原則3－1．情報開示の充実】
(1) 経営理念、経営戦略や中期経営計画を当社ホームページ等にて開示しております。
(2) 当社は、株主価値の向上を経営の重要課題としております。あらゆるステークホルダーに対し説明責任を果たし、コンプライアンスの徹底をはかり、企業価値の最大化を実現してまいります。
(3) 会社業績への貢献度や指導力・率先力・決断力等を最大限考慮し、代表取締役を中心に報酬額を決定しております。
(4) 取締役は、株主からの経営の付託に応えるため、また、監査役は経営者に対する監査に係る株主からの付託に応えるため、それぞれ豊富な経験と高い見識を有し、取締役・監査役の職務と責任を全うできる人材で、かつ人格に優れた者を候補者とすることを選定方針としております。当社はこの方針に基づき、取締役会(監査役候補者は事前に監査役会での同意を得て) に提案し、決定することとしております。
(5) 新任候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4－2－1】
当社経営陣の報酬は、月額、業績等に連動した賞与及びストックオプションからなっていますが、持続的な成長に向けた、健全なインセンティブの一つとして機能するような当社経営陣の報酬設定については、当社にとって最も適切な方法について、今後も検討を進めてまいります。

【原則4－8．独立社外取締役の有効な活用】
当社では、独立社外取締役を1名選任し、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保しております。また、社外監査役3名を選任しており、社外の立場から業務執行状況の監査を行い、客観的かつ中立的な経営監視機能を確保しております。
以上の社外役員4名により、経営の監督・監査機能が確保されていると判断しておりますが、更なるコーポレートガバナンスの強化を図るため、今後の適切な機関設計の在り方については、現在検討しております。

【補充原則4－8－2】
現時点では、独立社外取締役は1名のみであり、「筆頭独立社外取締役」は指名しておりません。今後複数名選任について検討する中で、指名の是非も含めて検討してまいります。

【補充原則4－10－1】
当社は監査役会設置会社であり、独立社外取締役の数は1名で取締役会の過半数に達しておりませんが、社外取締役を含む取締役会、社外監査役を含む監査役会、会計監査人による外部監査によって統治機能が十分に働いていると考えております。
従って、現時点では任意の諮問委員会等を設置する考えはございませんが、今後は、より透明性を確保できるよう、独立社外取締役の適切な関与・助言を得る仕組みを作ることを検討してまいります。

【補充原則4－11－3】
取締役全体の実効性の分析、評価およびその開示については、今後の検討事項といたします。

【補充原則4－14－2】
新たな経営課題や社会からの要請に対応するために、必要な知識の習得･研鑽の機会を必要に応じて実施することとしております。トレーニングの方針についての開示につきましては今後の検討事項としてまいります。

【コーポレートガバナンス･コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－7. 関連当事者間の取引】
当社では、取締役会規程及び取締役会付議基準を定め、取締役の競業取引、利益相反取引及び取締役会社間の取引について、取締役会での審議･決議･報告を要することとしております。
また、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のある関連当事者を毎期末、調査･特定し、当該関連当事者との取引の有無や当該取引の重要性を確認し、開示対象となる取引がある場合は開示を行っております。

【補充原則4－1－1】
取締役会は、取締役会自身として判断･決定する範囲及び経営陣に対する委任の範囲を明確に定めることとしております。
その概要を以下に記載いたします。
･法令、定款、「取締役会規程」及び「職務権限規程」にて定められた重要な事項については、取締役会が意思決定を行っております。
･その他の日常業務については、「職務権限規程」に基づき、各経営陣が意思決定を行っております。

【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
取締役会は、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置き、東京証券取引所の定める「上場管理等に関するガイドライン」に準拠して独立性を判断する。
また、取締役会は、取締役会における率直･活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めております。

【補充原則4－11－1】
取締役会は、取締役会の全体としての知識･経験･能力のバランス、多様性を考慮し、経営、財務、営業、設計･建設、商品開発等の各分野において専門的知識と豊富な経験を有した者から取締役候補者を選任しております。また、取締役会の規模については、定款の定めのとおりでございます。

【補充原則4－11－2】
社外取締役･社外監査役をはじめ、取締役･監査役は、その役割･責務を適切に果たすために必要となる時間･労力を取締役･監査役の業務に振り向けるよう努めております。
また、現状、取締役･監査役が他の上場会社の役員を兼任しておりませんが、兼任となった場合は、その数は合理的な範囲にとどめることとし、株主総会参考書類にて「重要な兼職の状況」として開示いたします。

【原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、経営企画部門 IR･広報室をIR担当部署としております。
株主や投資家に対しては、少なくとも四半期に1回個別でのIR訪問を実施するとともに、要望があれば適宜実施しております。
また、代表取締役が直接説明する個別でのIR訪問を半期と本決算時に実施しており、本決算時には会社説明会を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
公益財団法人業務スーパージャパンドリーム財団	8,800,000	25.73
沼田 昭二	3,830,400	11.20
沼田 峰子	1,020,000	2.98
小河 真寿美	1,020,000	2.98
沼田 博和	1,020,000	2.98
合同会社M&Uアセットマネジメント	620,000	1.81
樋口 毅	336,000	0.98
合同会社LRスプラウト	280,000	0.82
松井証券株式会社	233,000	0.68
MSCO CUSTOMER SECURITIES	218,700	0.64

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	10 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
家木 健至	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
家木 健至	○	会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める金額であります。	家木 健至氏は会計監査に従事していたことから企業の監査業務に高い専門性を持ち、多様な視点や価値観を経営に反映させられる資質を有しております。 また、同氏は、独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当しておらず、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと考えられることから、独立役員として適任であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人と監査課題について共通認識を深めるため十分な意見交換を行い、適切な助言指導を行える体制となっております。
監査役と内部監査室は各々の年度監査計画の立案時に協議を行い、相互に助言指導を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田治米 剛一郎	その他													
柴田 眞里	弁護士													
田畑 房男	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田治米 剛一郎	○	会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める金額であります。	田治米 剛一郎氏は、経営全般において専門的な知識・経験等を有しており、当社の監査体制に高度なアドバイスがいただけるものと考えております。 また、同氏は、独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当しておらず、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと考えられることから、独立役員として適任であると判断しております。
柴田 眞里		会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める金額であります。	柴田 眞里氏は、弁護士として、企業法務に精通し、コンプライアンスに関する相当程度の知識を有しております。 高度な専門知識を活かし当社の監査体制に活かしていただき、また、同氏は会社経営に関与された経験はありませんが上記の理由により、社外監査役としてその職務を適正に遂行できるものと判断しております。

田畑 房男		会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める金額であります。	田畑 房男氏は、公認会計士としての資格を有し、企業会計に長年にわたり携わっており、当社の監査体制に高度な専門知識を活かしたアドバイスをいただけるものと考え、社外監査役として、その職務を適正に遂行できるものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役に対しストックオプションを付与しておりますが、付与個数については取締役会の決議を経て功績等を勘案し決定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社グループ業績向上に対する各付与対象者の意欲意識の向上及び当社グループの企業価値の向上を目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

年間報酬総額45百万円(平成28年10月期)。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

会社業績への貢献度や指導力･率先力･決断力等を最大限考慮し、代表取締役を中心に報酬額を決定しております。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

社外取締役、社外監査役に対しては、取締役会における取締役の職務執行状況の聴取及び、取締役との意見交換等、重要案件の共有化を徹底できるように、各部門との連携及び事前の資料配布、事前説明を実施しております。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要) 更新

当社の監査役が、株主に代わって取締役の職務の執行を監査監督することで健全な経営の維持を図る監査役会制度を採用しております。

取締役会は、経営に関する重要事項の意思決定及び業務遂行の監視･監督機関と位置づけております。各業務部門は絶えず企業価値の向上を図るべく業務の遂行に全力を上げ取組んでおります。代表取締役は業務執行責任者であり、その業務遂行を迅速かつコンプライアンスを遵守したものとするために、内部監査室、コンプライアンス会議を置いております。

取締役会は、取締役8名(内社外取締役1名)で構成されており、毎月1回定期的に開催され、月次決算の報告及び会社法、取締役会規則に定められた事項に関する審議を行っております。業務執行の具体的内容や、その背景となる戦略検討及び重要事項の取組方針の審議が行われ、その結果に基づいて業務執行責任者が意思決定を行う仕組みとなっております。

監査役は、毎月開催される取締役会等の重要な会議に出席することにより、各取締役の業務遂行状況を確認するとともに、業務遂行における経

営上遵守すべき各法律においてコンプライアンスがなされているか監査確認を実行しております。

監査役会の員数は平成29年2月3日現在3名(常勤1名、非常勤2名)で全員が社外監査役の人員であり、公認会計士や弁護士といった観点から、適切な監査と助言・指導が得られる体制となっております。

外部からの監視体制として、会計監査を有限責任監査法人トーマツに依頼しており、定期的な監査のほか、会計上の課題については随時確認を行い、会計処理の適正性の確保に努めております。当社の会計監査業務を執行した同監査法人の公認会計士は和田 朝喜氏、中山 聡氏であります。このほか、監査補助者として、公認会計士10名、その他19名が従事しております。同監査法人は業務執行社員について当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。
当社は同監査法人との間で監査契約を締結し、同契約に基づいて報酬を支払っております。また、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会制度を採用しており、経営の透明性の向上と経営監視機能の強化を図るため、監査役全員を社外監査役としております。各監査役は経営全般、会計、企業法務等において専門的知見、経験等を有し、また、監査役の内1名を独立役員として選任することで、当社の経営・業務執行の意思決定につき、経営監視機能の客観性及び中立性は十分に確保できると判断し現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算月は10月であるため、必然的に集中日とは異なった日程で開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算説明会を12月下旬頃に実施しております。 (31期は平成28年12月20日・東京証券取引所で開催)	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト上に適時開示資料、決算短信、月次情報等を掲載しております。(http://www.kobebussan.co.jp/ir/)	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部門 IR・広報室をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの適切な構築･運用が業務執行の公正性及び効率性を確保するのに重要な経営課題であるとの認識から、平成22年2月16日開催の取締役会において内部統制システム構築に関する基本方針を定めております。

1、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行は、「神戸物産の考え方」「取締役会規程」「コンプライアンス規程」に基づき、法令規則等の遵守により公正な経営を行なうことを規定するとともに、コンプライアンス体制を確保し継続的な改善を図ること。取締役会においては、経営に関する重要事項の意思決定及び業務遂行の監督機関と位置づけ、取締役における相互の業務執行を監督するとともに、コンプライアンス体制の有効性の見直し、体制の継続的な改善に努める。職務執行については、「取締役会規程」「職務権限規程」においてその責任、権限を定め、業務を執行させるとともに、業務の運営状況を把握し、その適正性を確保する。
さらに、「社内通報規程」により、法令違反等に関する役職員の内部通報制度を整え、不正行為等の早期発見、是正を図る体制を構築していること。

2、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」により、文書または電磁的媒体(以下、「文書等」という)に記録し、適切に保管を行なう。
また、文書等は、保存媒体に応じ、適切かつ検索性の高い状態で保存する。取締役及び監査役は、必要ある場合に上記文書等を閲覧することができるものとする。

3、損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理の最高責任者を代表取締役社長とすると同時に、取締役会及び重要な会議において全社的なリスク管理の推進を図り、また「リスク管理規程」を制定しリスク管理を効果的かつ効率的に実施する。

4、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のため具体的施策及び職務分掌に基づいた効率的な達成の方法を策定し、職務の執行を行う。情報システムを活用し、目標及び業務遂行状況をレビューし、業務の効率化を実現する。業務執行については、「職務権限規程」に責任者及びその責任･権限を定める。
また、諸規程に基づき業務が執行されていることを内部監査室が監査し、内部統制システムの有効性を継続的に確認する。

5、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「神戸物産の考え方」「職務権限規程」「コンプライアンス規程」を制定、法令等の遵守に基づき社員としての責務を認識し公正な業務執行を行なうことを規定する。
業務執行については、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」などにおいて責任者及びその責任、権限を定め、業務を執行すること。
内部監査においては、「内部監査規程」に基づき、業務の運営状況を把握し、その適正性を確保すること。さらに、「社内通報規程」により、法令違反等に関する役職員の内部通報制度を整え、不正行為等の早期発見、是正を図る体制を構築していること。

6、当社並びに関連会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団における業務の適正を確保するため、取締役会及び重要な会議において企業集団の業務運営を適切に把握し、適切な指導監督を行ない「職務権限規程」、「関係会社管理規程」に基づき、関連会社等の管理を行う。また、各関連会社間の会議を定期的に開催し、業務の適正性の確保を図る。

7、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役は、監査役の職務を補助するため、監査役から使用人を置くことを求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置することとする。また、当該使用人の任命･異動等に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独自性を確保する。

8、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役監査の重要性と有用性を認識及び理解し、可能な範囲において監査役監査が実効的に行なわれることを確保するための体制を整備する。

9、財務報告の信頼性に係る内部統制を確保するための体制

金融商品取引法及び金融庁公布の基準に基づき、財務報告の信頼性に係る内部統制を確保するため、内部統制システムを構築し、また「内部統制運用規程」に基づき内部統制の整備及び運用を継続的に実施する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、反社会的政治団体･企業･個人といった、いわゆる反社会的勢力とは一切の関係を排除することを基本方針としております。
反社会的勢力排除に向けた社内体制としては、経営管理システム部門 法務において、警察等外部の専門機関と連携情報交換を密にし、排除のための行動を徹底しております。

また、社内規定において、反社会的勢力排除のための対応措置について定め、その遵守を徹底し、反社会的勢力に対し毅然とした態度で対応するとともに、各種研修制度の参加を通じ行動規範啓蒙に努めております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1．適時開示体制の基本的な考え方
会社情報を投資者へ適時適切に開示することは、健全な証券市場の根幹をなすものであり、上場企業として必要不可欠な責務であることを強く認識しております。当社は、適時開示を実施するため、金融商品取引法及び東京証券取引所が定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下、適時開示規則という）等を遵守し、社内で定める株式等の内部者取引に関する規程に基づいて、迅速かつ公平な会社情報の開示を心掛けてまいります。
また、上記の適時開示に関する方針を全社で共有するため、社内会議や研修の場を通じて、全ての役職員へ周知･徹底してまいります。

2．適時開示業務を執行する体制
当社は、重要情報を適切に管理し、適時開示体制の整備と内部者取引を防止することを目的として、株式等の内部者取引に関する規程を定めております。株式等の内部者取引に関する規程により、経営企画部門の部門長を情報管理統括責任者と定め、その指揮のもと経営企画部門 IR･広報室が情報開示担当部署として職務に当たっています。また、各部門長及び子会社の統括責任者は、各部門内の内部情報を管理統制しております。

(1)決定事実
決定事実は、当社の取締役会で審議が行われた後、情報管理統括責任者は当該事実の開示の必要性について社長及び関係者と協議いたします。適時開示が必要との判断がなされた場合は、適時開示規則に基づき、速やかに開示いたします。

(2)発生事実
社内各部署において発生する情報は、迅速かつ網羅的に収集され、グループリーダー、部門長を経由し、または直接、情報管理統括責任者へ報告されます。情報管理統括責任者は当該事実 の開示の必要性について社長及び関係者と協議し、適時開示が必要との判断がなされた場合は、適時開示規則に基づき、速やかに開示いたします。

(3)決算情報等
決算情報については、経営企画部門 IR･広報室及び経営管理システム部門 経理等で決算情報に関する開示書類が作成され、取締役会で審議が行われた後、速やかに開示されます。決算情報の開示の時期については、決算業務の効率化を図り、一層迅速な開示体制の構築に努めてまいります。